

商品概要説明書ーりそな当座預金ー

2024年1月4日 現在

項目	内容
1. 商品名	りそな当座預金
2. ご利用者	ご利用にあたっては当社所定の審査があります。
3. 期間	定めはありません。
4. 預入方法	現金、小切手その他の証券類、他の預金口座からの振替で随時お預入れいただけます。 なお、証券類の場合はその証券類の決済日が預入日となります。
預入金額	1円以上1円単位
5. 払戻方法	小切手またはキャッシュカードにより随時お引出しいただけます。 ※2024年1月4日以降に開設された当座預金については、キャッシュカードによるお引出しに限ります。
6. 利息	無利息でのお取扱いとなります。
7. 手数料	手形用紙、小切手用紙の発行については、店頭に表示する手数料がかかります。 ※2024年1月4日以降に開設された当座預金については、手形用紙・小切手用紙の発行はいたしません。
8. 付加できる特約事項	●個人の場合には、本人の他、同居家族のうち1人を代理人として登録できます。
9. 当社が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
10. その他ご留意いただく事項	●この預金は預金保険制度の対象となります。 ●2024年1月4日以降に開設された当座預金については、手形用紙・小切手用紙の発行はいたしません。 ●当座預金取引が終了した場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当社へご返却いただけます。 ●個人の場合において、次の各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会が運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヶ月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと連携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 ① 差押、仮差押、支払取引停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ③ 手形交換所の不渡り報告に掲載されたとき。 ●この預金は、『当座勘定規定』によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。

りそな銀行